

平成15年4月1日に健康保険法等が改正されましたので、その内容についてご案内いたします。

- 1 健康保険の本人、国民健康保険の退職者医療の本人の一部負担金と家族の入院時の一部負担金が医療費の3割になります。

保険種別	改定前(2003年3月31日まで)	改定後(2003年4月1日から)
	本人入院・外来/家族(被扶養者)入院	
政府管掌健康保険 船員保険 日雇特例被保険者 組合管掌健康保険 共済組合 自衛官等 特例退職者医療 退職被保険者(国保)	<b>2割</b>	<b><u>3割</u></b>

- 2 70歳未満の方の薬剤一部負担は廃止されます。

- 3 病院に納入していただいた一部負担金について、以下の額を超えた場合は、保険者から払い戻されますので、保険者あてに申請をお願いします。

	同月内の医療費自己負担分(保険適用) 最近12ヶ月以内で1~3回目の場合		同月内の医療費自己負担分(保険適用) 4回目以降	
	一般	$72,300 + (\text{医療費} - 241,000) \times 1\%$	<b>この部分が還付</b>	一部負担金額 - 40,200
上位所得者	$139,800 + (\text{医療費} - 466,000) \times 1\%$	一部負担金額 - 77,700		
住民税非課税世帯	35,400円	一部負担金額 - 24,600		

この場合、保険適用外費用(食事療養費、差額ベッド代、文書料など)は除く

<一般の方の例>

医療費(保険適用前の費用)が500,000円で、一部負担金(3割分)が150,000円の場合

$$72,300 + (500,000 - 241,000) \times 1\% = \underline{74,890} \quad 1$$

$$150,000 - 74,890 = \underline{75,110} \quad 2$$

1 高額療養費還付後の自己負担額

2 手続きすることにより保険者から払い戻される額

- 4 健康保険等の継続療養が廃止されます。平成15年4月1日以降の受診時には継続療養証明書ではなく、現在加入している保険者の被保険者証を提示してください。